# 委員要求資料

1.「容器包装リサイクル制度見直しに係る中間取りまとめ」に 寄せられた御意見等の提出者別内訳(横山委員要求資料)・・・・1

## 「容器包装リサイクル制度見直しに係る中間取りまとめ」に寄せられた 御意見等の提出者別内訳

番 号 <b>御意見等の概要</b>	件数	(特定事業者) 民間企業関係	品 化 事 業 関	(その他の事業者) 民間企業関係	団体問	生協関係	自治体関係	消費者団体・NPO等	個人その他
-----------------------	----	----------------	-----------------------	------------------	-----	------	-------	------------	-------

#### 容器包装リサイクル法の評価と見直しに係る基本的な考え方

1. 現行	す の す	容器包装リサイクル法の成果									
	1	容器包装リサイクル法の施行によって各主体が努力した結果、最終処分場のひっ迫の緩和に貢献したことを評価したい	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	2	1本当たりの重量が削減されても生産量が伸びれば容器包装廃棄物の総量削減には結びつかないので、生産量全体の削減を促す措置(リターナブル容器へ移行するなど)が重要	2	0	0	0	0	0	0	0	2

2. £	見行の	容器包装リサイクル制度を取り巻〈課題									
	3	容器包装リサイクル法が、ごみ発生抑制に結びついていないのは問題(従来リユースされていたもののワンウェイ化 / プラスチックごみの発生量の増加など)	2	0	0	0	0	0	0	1	1
	4	「国民のライフスタイルの変化等もあり」というのは、業者の経費削減や利潤率向上指向からその雰囲気を変化させたのではないか	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	5	リターナブルびん減少の理由は、生活スタイルの変化・ 流通構造の変化等に起因し、リターナブルびんの減少 は容器包装リサイクル法施行より前の1980年代からの 傾向であるため、リターナブルびんの減少を説明する グラフは、1980年代に遡って表示すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	6	一般市民は、プラスチック製容器包装をLCAの観点から分別排出していないのであり、単なる意識改革不足と見るべきではない	1	0	0	0	0	0	0	1	0

3. 容	器包	<b>装リサイクル法の見直しの基本的方向</b>									
	7	循環型社会形成推進基本法の趣旨にのっとり、容器包装廃棄物の3Rを推進すること/各主体が協働すること/社会全体コストを低減することなど、容器包装リサイクル法の見直しの基本的方向に賛成	17	6	1	0	0	2	1	2	5
	8	費用負担の透明化を行うなどして関係者全員に対して 公平な仕組みを構築するとともに、社会コストの低減を 図ってほしい	5	4	0	0	0	0	0	0	1
	9	社会全体のコストの低減よりも、循環型社会形成に向けて資源の有効活用と環境負荷の低減を重要とすべき (例えば、コスト低減のみを重視して安易にエネルギー 回収の手法に傾かないようにするなど)	5	0	3	0	1	0	0	0	1

10	施策を選択するに当たってコストを重視するのではな 〈、循環型社会形成推進基本法の理念を踏まえて環境 負荷の低減や資源循環を重視すべき	1	0	0	0	0	0	1	0	0
11	社会全体コストの低減については、現時点の社会コストの低減ではなく、中長期的な影響(将来の埋立処分費用の増大など)も含めて検討すべき	2	0	0	0	0	0	0	1	1
12	PPP(汚染者負担の原則)に基づく社会制度(デポジット制度、レジ袋有料化なども含まれる)を構築すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
13	容器包装リサイクル法の施行以降、多くのリサイクル関連法が整備されたので、容器包装リサイクル法の改正に当たっては、関連法の整備の方向性を明確に示した上で議論すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
14	見直しの方向性では事業者の責任拡大を求めているものの国の責任が論じられていないので、3 R推進のために自治体、事業者、消費者間の調整を行う国の責任と役割を明確化すべき	1	1	0	0	0	0	0	0	0
15	基本的見直しの中で具体的な循環型社会のイメージを示し、それに沿って技術開発の促進、事業主体へのインセンティブの付与などを行うことで、循環型社会構築を円滑に促進すべき	1	1	0	0	0	0	0	0	0
16	見直しの基本的方向については、リサイクル率向上、 最終処分量の減少、国民の意識向上の3点を掲げ、これらと3Rとの関係を明確に示すべき(4点目に挙がっている事業者による容器の軽量化等の努力は、事業者の利益追求の手段なので除くべき)	1	0	0	0	0	0	0	1	0
17	容器包装リサイクル法を含む循環型社会形成基本法の趣旨は、地球規模の環境悪化への対処であったことを各主体が再認識し、更に多くの国家予算を利用して 積極的に取り組むべき	1	0	0	1	0	0	0	0	0
18	容器包装に関連する卸販売事業者は、リサイクル推 進、資源の有効活用、資源の節約などを事業活動の一 環として心掛けているので、見直しに当たってはこれを 配慮してほしい	1	0	0	1	0	0	0	0	0

1. 発生	抑制	<b>訓及び再使用の推進</b>									
【全般的意	意見	.1	件 数								
	19	リサイクルの推進に重点を置くのではなく、まずは発生 抑制や再使用を優先しごみを減らす対策を行うべき	20	0	0	0	0	1	1	2	16
	20	循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づいて発生抑制・再使用を優先すべき(そのためには、例えば発生抑制・再使用の数値目標を定めたり、各主体が取り組むべき措置を省令で定めたりするとよい)	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	21	容器包装の製造・選択段階から発生抑制へ配慮することを推進するために、製造事業者に対して責任(自治体の削減計画への協力の義務付け、既存のリターナブル品のワンウェイ化の禁止など)を課すべき	4	0	0	0	0	0	1	0	3
	22	大量の容器を使い捨てにせずに、ごみを少量化する努力をし地球環境を守っていくべき(容器をリユースする/過剰包装をしない/エコバッグ持参/飲み物を購入せずに出来るだけ水筒で持ち歩くなど)	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	23	ごみの発生抑制のためには大胆な抑制策(ペットボトルの使用を止める/大量の容器ごみの発生に寄与すると考えられる自動販売機を減らす)をとることも必要	2	0	0	0	0	0	0	1	1
	24		1	0	0	0	1	0	0	0	0
	25		1	0	0	0	0	0	0	0	1
	26		1	0	0	0	0	0	1	0	0
	27		1	0	0	0	1	0	0	0	0
	28		1	1	0	0	0	0	0	0	0
	29		2	0	0	0	0	0	0	0	2
	30		1	0	0	0	0	0	0	1	0

_												
		31	中間取りまとめを取りまとめる最終会合の後に、何の説明もな〈「排出抑制・再使用の推進」が「発生抑制・再使用の推進」にすべて置き換えられているが、用語が持つ意味・ニュアンスが異なるとの意見もあり疑問を感じる / 「発生抑制」と「排出抑制」の違いは何か	2	0	0	0	1	0	0	0	1
(1)			社会形成推進地域計画」における容器包装廃棄物 後生抑制及び再使用の推進	件 数								
		32	「循環型社会形成推進地域計画」の中にも具体方策(リターナブルびん利用、レジ袋対策など)を盛り込み、取組を推進すべき	2	0	0	0	0	0	2	0	0
		33	消費者の発生抑制に対する意識改革(持ち運びや保管の便利さの面等から個包装に対するニーズや、食品の安全・安心の要求の高まり等の理由での容器包装が増加しているということを問題視する必要がある)を行うために、行政による啓蒙活動(マイバッグ運動、リターナブル容器回収協力など)が必要	2	1	0	0	1	0	0	0	0
		34	リターナブル瓶やレジ袋対策は、自治体が小売店や地域住民と共に、地域運動の中で取り組むべき内容である	2	0	1	0	0	0	0	0	1
(2)			- こよる家庭ごみの有料化を活用した容器包装廃棄 出抑制・分別排出の推進	件数								
	< 容 の意		2装廃棄物 / 一般廃棄物の有料化に賛成との立場から	35			-					
		35	一般廃棄物と併せて、容器包装廃棄物の有料化についても推進すべき(排出者である消費者に対する施策を講ずることが不可欠/消費者に直接的に経済的インセンティブを課す容器包装廃棄物の有料化の方が、排出抑制効果が現れる/容器包装廃棄物を減容化して排出することが期待され、地方自治体における収集運搬費用の削減・事業の効率化に資する/無料収集とした場合、容器包装リサイクルに係る品質の低下と社会的コストの増加が懸念される)	(8)	2	0	0	3	0	1	1	1
		36	容器包装廃棄物を有料化する場合は、家庭ごみの料金と格差をつけるべき/家庭ごみよりも低い額を設定すべき/容器包装リサイクル法の施行による追加コストに相当する金額を元に設定すべき	(11)	2	2	0	0	0	3	1	3
		37	容器包装廃棄物を有料化する場合は、容器包装廃棄物の中に料金の高い家庭ごみが混入し、品質が低下することを防ぐために、家庭ごみの収集料金と同額にすべき	(6)	0	5	0	0	0	0	0	1
		38	容器包装廃棄物を有料化する場合は、分別排出物の チェックの強化等、容器包装廃棄物以外の廃棄物の混 入を回避するための措置が必要	(5)	0	0	0	3	0	2	0	0
		39	廃棄物を有料化する場合は、住民の理解・協力を得る ための説明・合意形成が必要	(3)	1	0	0	1	0	0	1	0
		40	容器包装廃棄物を有料化する場合は、不法投棄や散 乱ごみに対する対策が必要(法的に厳罰に処し対応し ていくべき)	(3)	0	0	0	1	0	0	0	2
		41	容器包装による便宜性を享受した者が責務を負うべき。 市町村が主張する財政負担の軽減につながる。 分別が適切に行われないという危惧があるのであれば、 市町村による啓蒙活動を十分に講じることが必要	(1)	0	0	0	1	0	0	0	0
		_		_						8 A #		

42	廃棄物の有料化は、ごみの減量・リサイクルの推進に 有効であることから賛成 / 積極的に推進すべき / 全自 治体が有料にすべき / 一般家庭の費用負担を除外せ ずに有料化を含めた議論が必要	(5)	0	0	0	1	0	1	0	3
43	ごみの発生抑制を促し、分別収集に対する意識改革を 図る観点から、ごみの有料化は必ず実施すべき	(2)	0	0	1	0	0	1	0	0
44	廃棄物の有料化を導入する場合は、各自治体における 廃棄物会計の導入又はコストの透明化を図るべき	(2)	0	0	0	0	0	1	0	1
45	一般廃棄物を有料化する場合、手数料の設定に当た り、低所得世帯への配慮が必要	(1)	0	0	0	0	0	0	0	1
46	無償での廃棄物収集では、廃棄物を多く出す人と出さない人との不公平が生じる、ごみ量の増大・悪化を促す	(1)	0	0	0	0	0	1	0	0
		200								
47		(185)	0	0	0	0	16	67	9	93
48		(8)	0	0	0	0	2	3	2	1
49	容器包装廃棄物の有料化は、住民による廃棄物の削減・リサイクルの阻害要因となり、分別精度を低下させることから反対	(5)	0	1	0	0	1	0	0	3
50		(1)	0	0	0	0	0	0	0	1
51	一般廃棄物収集や容器包装廃棄物に有料化を導入した場合、税金の二重取りになることから、有料化は反対	(4)	0	0	0	0	1	1	1	1
52	衛生面の問題から必要最低限の収集頻度を確保した 場合、排出量の少ない人や高齢者、低所得世帯への 経済的負担が増加するため、廃棄物の有料化は反対	(20)	0	0	0	0	0	20	0	0
53	一般廃棄物収集の有料化は反対(拡大生産者責任に 基づき、リサイクル費用は事業者が負担すべき)	(2)	0	0	1	0	0	0	0	1
	42 43 44 45 46 8見 47 48 49 50 51	42	42	42	42	42	42	42	42	42

	< その	他の意見 >	件数								
	Ę	廃棄物の有料化は自治体が条例で決めることであり、 国が介入すべきではない/市町村の状況によるもの 画一的に決められるものではない/地域の状況などを 勘案し、自治体が決めるもの	134	0	0	0	0	0	129	0	5
	ţ	廃棄物の有料化を実施するよりも、事業者が減量化に向けた努力をすべき(拡大生産者責任を明確にし、ごる みとなる商品の生産からリユース・リサイクルしやすい商品に変えるべき/現状では簡易包装はご〈一部によられており、過剰包装でも買わざるを得ない)	10	0	0	0	0	0	4	2	4
	į	廃棄物の有料化による廃棄物の減量効果に疑問がある/排出抑制の手段としてごみ有料化には納得できる説明根拠が乏しい/有料化による一時的なごみの減量はあるかもしれないが、リサイクル、リターナブル等根本の制度が機能しなくては長期的な減量化にはつかがらない	3	0	0	0	0	0	1	1	1
	į	分別排出の徹底·広報活動の推進が先決事項/国民の分別排出を徹底させるための終発活動をすべき/	5	1	0	0	3	0	1	0	0
	Ę	一般廃棄物の有料化は発生抑制に効果的であるが、 容器包装廃棄物の有料化は反対(分別へのインセン ティブが弱くなり、リサイクルの後退につながる可能性 がある)	3	0	0	0	0	0	1	0	2
	ţ	容器包装廃棄物について、一般廃棄物より安い料金を 到設定した場合は、品質が悪化し、逆に分別収集コストが増加するのではないか	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	(	家庭ごみを有料化した場合、スーパー・コンビニ・駅等 のごみ箱に出される可能性があるので、家庭系・事業 系ともに有料化すべき	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	6	家庭ごみの有料化に関しては回収袋の有料だけでは 1 ごみの減量につながらない。容器回収の検討を推進すべき		0	0	0	0	0	0	1	0
	6	分別の異物混入の回避を、有料化により使用者に負担を増加させている。	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(3)	市町村	たよるリターナブル瓶の分別収集の推進	件 数								
	6	リターナブル容器は分別基準適合物とし、自治体が分別回収をすることに賛成(消費者にとってもより利用しやすい存在になり、リターナブル瓶についての認知度高まる/市民にとっての受け皿を多くすることが、参加率の向上につながる/コンテナ等で分別回収し、リタナブルびんを選別・再使用に回すべき/自治体回収の他に、店頭回収や集団回収を活用するなど、より効率的な手法の採用が重要)	95	0	0	0	1	11	2	29	52
	6	リターナブル容器の分別回収を行う自治体に対し、何 4 かの経済的インセンティブを与えるべき / 経済的イン ンティブを与えることに賛成		0	0	0	0	0	2	3	0
	6	リターナブル容器の回収に伴う費用の増加分については、自治体の負担とならない仕組みとすることや、特別事業者の費用負担を、リターナブル容器利用事業者が被ることがないような仕組みが必要	1	0	0	0	0	0	1	0	0

66	リターナブル容器は分別基準適合物にすべきではない / 十分な検討が必要(費用負担や従来の店頭回収へ の影響などが問題/保管場所の確保が困難)	6	0	0	1	0	0	2	0	3
67	自治体によるリターナブル瓶の分別収集では、破損を防ぐ措置が必要であることから、収集効率が悪くなる。 リターナブル瓶は、自治体による分別収集には適さない	4	0	0	0	0	0	3	0	1
68		10	0	0	1	0	0	7	0	2
69		7	0	0	0	0	0	7	0	0
70		2	0	0	1	0	0	1	0	0
71		1	0	0	0	1	0	0	0	0
72		1	0	0	0	0	0	0	0	1
		件 数								
73		20	0	0	0	1	0	2	10	7
74		1	0	0	0	0	0	0	1	0
75		87	0	0	0	0	13	0	10	64
76		1	0	0	0	0	0	0	0	1
77		1	0	0	0	0	0	0	0	1
78		1	0	0	0	1	0	0	0	0
	66 67 68 69 70 71 72 73 74 75	自治体によるリターナブル瓶の分別収集では、破損を 防ぐ措置が必要であることから、収集効率が悪くなる。 リターナブル瓶は、自治体による分別収集には適さない 70 71 72 73 74 75	66 / 十分な検討が必要(費用負担や従来の店頭回収への影響などが問題/保管場所の確保が困難) 67 同治体によるリターナブル瓶の分別収集では、破損を防ぐ措置が必要であることから、収集効率が悪くなる。リターナブル瓶は、自治体による分別収集には適さない。 68 10 77 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	66	1	1	66	66	66 / 十分な検討が必要・費用負担や従来の店頭回収への影響などが問題 / 保管場所の確保が困難/ 自治体によるリターナブル瓶の分別収集では、破損を防ぐ措置が必要であることから、収集効率が悪くなる。 リターナブル瓶は、自治体による分別収集には適さな 10 0 0 1 0 0 7  68 10 0 1 0 0 0 0 0 0 0 7  70 2 0 0 1 0 0 0 7  71 1 0 0 0 0 1 0 0 0 0 7  72 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	66 / 十分な検討が必要、関用負担や従来の店頭回収への影響などが問題 / 保管場所の確保が困難/ 自治体によるリターナブル瓶の分別収集には適さな

その他リター	ーナブル容器の活用に関する意見】	件 数								
79	回によってリターテブル谷器の流通を促進9へさ/宝 国的な制度を検討すべき	8	0	0	0	2	0	1	2	3
80	リターナブル容器を取り扱う事業者(流通業者、小売業者、製造事業者)に経済的インセンティブを与えるべき/一定の(あるいは初期段階の)優遇措置を講ずるべき/国がリターナブルシステム構築に向けた支援策を講ずるべき/リターナブル容器を回収した小売業者に支援金を与えるべき	87	0	0	0	0	9	4	25	49
81	リターナブル容器を促進させるためには、容器の種類 を統一するべき / リターナブル瓶のサイズ・材料を指定 するべき	7	0	0	0	0	1	0	1	5
82	な文抜小必安	48	0	0	0	1	5	0	0	42
83	「ワンウェイ容器に課徴金を導入し、リターナブル容器の利用を促進すべき / びんだけでなく、缶やペットボトルにも課徴金を導入すべき (徴収した資金で回収・リユースルートを再編成すべき / 徴収した資金は、リターナブル容器運搬の再構築とそのコスト軽減の研究に役立て、総合的なリターナブル体制を促進すべき)	88	0	0	0	0	1	82	2	3
84	リターナブルびんの利用量が著し〈減少している要因の 分析とその対策を論ずべき	1	0	0	0	0	0	0	1	0
85	リターナブル容器の効果に疑問あり/限られた条件でしかリターナブルびんの環境負荷は軽くなっていない/環境負荷について調査・分析が必要/実効性の確保や新たなる回収保管システムの整備、ロジステックの構築等、社会的コストの増加といった課題を検討すべき	5	1	1	0	3	0	0	0	0
86	リターナブル容器の活用を進めるに当たっては、リター ナブル瓶を利用した際の運送効率の悪化や洗浄に伴う	1	1	0	0	0	0	0	0	0
87	製品の特性上、リターナブル容器を利用できない、又は利用が適さない業界もある(使用済み容器の洗浄に多大のエネルギーを要し、洗浄液による環境汚染が懸念される)	2	0	0	0	2	0	0	0	0
88	リターナブルびんはプラスチック箱(P箱)で出荷すべき	1	0	0	0	1	0	0	0	0
89	PET製のリターナブル容器について、国としても社会的システムの実現に向けた支援や研究開発を早急に行うべき	2	0	0	0	0	0	0	0	2
90	再使用容器が望ましい品目を特定し、目標利用率(リュース率)を定めるべき / リターナル瓶の普及目標を設定するべき	5	0	0	0	0	0	1	1	3
91	業者に分別選別への一定の責任を課すより、それにかかる費用を、リターナブルびんに切り替える費用にするようにしてはどうか	1	0	0	0	0	0	0	1	0
<u> </u>										

	92	ワンウェイ容器よりもリターナブル容器への選択志向が 高まるよう、リターナブル容器に入ったものを購入し、そ の容器を返却すれば、ごみがでないので費用負担がな くてすむような仕組みを作ってはどうか	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	93	リユースできる容器の開発を促進すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	94	ワンウェイ容器そのものに問題があり、リターナブル容 器使用への転換策を進めるべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(5)	レジ袋	等無料配布される容器包装に対する対策	件数								
	< レジ	その有料化は賛成との立場からの意見 >	279								
	98	発生抑制のためにレジ袋を有料化にすることに賛成 / 有料化による効果はあると思う(レジ袋は本来不要で過剰なサービスである / 世の中が便利になり過ぎただけであり、慣れれば問題はない / 有料化にすることで、廃棄物が削減できるのであれば賛成)	(98)	3	0	6	1	1	6	6	75
	96	レジ袋の有料化は法制化すべき(自主的協定では、個々の事業者の自主的努力に期待するだけで仕組みは現状と変わらず、大きな効果は期待できない/法制化をしなければ、サービスとして提供し続ける企業もあると考えられ、排出削減にはつながらない/徴収した資金は環境目的に充てるなど使途を明確にし、有料化を法律で義務づけるべき/平等性・公平性を保ち最大の効果を得るためには、法制化が必須である)	(65)	34	1	0	7	2	4	1	16
	97	レジ袋を有料化した場合でも、容器包装リサイクル法の対象とするか、事業者の自主回収を条件にすべき/事業者に再商品化義務を課すべき/再商品化義務を付与しない限り、効果は期待できない	(130)	3	0	0	3	15	9	19	81
	98	レジ袋を有料化した場合、有料レジ袋の排出事業者が 支払うべき再商品化費用を他の事業者が負担すると いった事業者間の不公平が生じないような仕組みが必 要	(4)	1	0	0	1	0	1	0	1
	99	レジ袋を有料化する場合は、10円以下であれば効果は期待できない/思い切った価格設定が必要/思い切った価格設定をすれば効果は期待できる	(3)	1	0	0	0	0	0	0	2
	10	レジ袋の有料化については、10円程度が最も効果が大きい(マイバッグ持参率が高い)	(1)	0	0	0	0	0	0	0	1
	10	レジ袋を有料化した場合、集まった資金の使途を明確 にすべき / 環境保護・保全活動のために使うべき	(3)	0	0	0	0	1	0	0	2
	10	レジ袋の提供を一切廃止し、昔のように買い物の際 2 は、自分の買物袋を持参する習慣を徹底させるべき / レジ袋を全廃すべき	(3)	0	0	0	0	0	0	0	3
	< レジ	その有料化は反対との立場からの意見 >	73			•					
	10	レジ袋はごみの排出時に再利用している場合が多いことから、レジ袋の有料化には反対 / レジ袋を焼やしても 有害ガスの出ない材料から製造し、ごみ袋として有効 に使うべき	(60)	2	0	5	22	0	0	0	31

104	レジ袋の有料化に反対(消費者の負担が増えるだけである)	(8)	1	0	0	0	0	0	0	7
105	レジ袋は有料化すべきではない。むしろ、事業者にもっ と発生抑制を求めるべき	(4)	0	0	0	0	0	1	1	2
106	レジ袋を有料化するのではなく、レジ袋の製造事業者に課税すべき(製造事業者に賦課し、集まった資金を植物由来原料のレジ袋を普及させるための支援等に活用するということであれば、国民の賛同を得られるのではないか)	(1)	0	0	0	0	0	0	0	1
107	消費者から徴収した料金が小売業者の売上利益にな るのであれば、レジ袋の有料化は反対	(1)	0	0	0	0	0	0	0	1
108	レジ袋について有料化するのではな〈、環境対策費として募金を募ることを検討すべき / レジ袋の受け取り時に募金を行う仕組みを検討すべき	(1)	0	0	0	1	0	0	0	0
109	コンビニなどの業態では、品質管理・安全・衛生面から、商品の一部としてレジ袋を提供している。また、来店客1人当たりの単価が安いため、価格設定によっては消費者の負担が過剰になる。マイバッグを持参する客も少ない。業態を勘案した対応を望む	(1)	0	0	0	1	0	0	0	0
110	レジ袋の製造メーカーは中小・零細企業が多いことから、有料化により多〈の人が職を失う可能性がある	(3)	0	0	3	0	0	0	0	0
111	レジ袋の有料化は、小売店の負担増加・収入減につながるため反対	(1)	0	0	0	0	0	0	0	1
112	レジ袋の無料配布を止めると、万引きや万引きと誤解 するケースの増加が懸念される	(6)	1	0	0	0	0	0	0	5
113	使用済みのレジ袋は、焼却施設において助燃剤の代 替材になるのではないか	(4)	1	0	3	0	0	0	0	0
114	一般廃棄物について有料のごみ袋を採用している場合、有料ごみ袋の中に有料のレジ袋を入れることに矛盾を感じる	(2)	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	の意見 >	件 数								
115	レジ袋の有料化は、容器包装リサイクル法において法的措置として対応するのではな〈、事業者の自主協定の締結などにゆだねるべき / 事業者の自主的な取組にすべき / 既に実施されている店舗もあるので、その効果と課題等を調査・分析した上で、画一的でな〈状況に応じた対策を手始めとして進めるべき	9	0	0	0	4	0	0	2	3
116	レジ袋の製造事業者として、積極的にレジ袋等の薄肉化、使用サイズの削減、再利用の推進等に取り組んでいる	1	0	0	1	0	0	0	0	0

<

117	レジ袋の有料化については、本来、事業者が自主的に 取り組むべきことであるが、法制化もやむを得ない	1	0	0	0	0	0	0	0	1
118	レジ袋の有料化については、法制化と自主協定の締結 を併用すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
119	コンビニのレジ袋やデパートの紙袋などごみの排出時 に再利用しに〈いレジ袋については、業界が解決策を 検討すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
120	レジ袋の有料化に自主的に取り組んでいる事業者に優 遇措置や支援策、補助金の付与などを講じるべき	3	0	0	0	0	0	0	1	2
121	レジ袋の有料化に取り組んだ業者に何らかの経済的な メリットを与えることが必要	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	消費者の意識改革、理解と納得が重要 / 消費者一人一人の削減努力が必要 / 「大量消費」、「使い捨て」という生活習慣を根本的に見直すことが必要	7	1	0	0	0	0	1	1	4
123	行政がマイバッグ持参運動を推進すべき / 国民への啓 蒙が必要	2	0	0	0	0	0	0	0	2
124	レジ袋削減への取組は、市民意識の昂揚に更なる時 間が必要	1	1	0	0	0	0	0	0	0
125	マイバッグ持参者について、何らかのインセンティブを 付与している小売店があるが、見返りがな〈ともマイ バッグの持参は市民として当然のことである	1	0	0	0	0	0	0	0	1
126	マイバッグを携帯することで事足りる	1	0	0	0	0	0	0	1	0
127	国は、レジ袋の有料化によるマイバッグ持参率の向上 について、実際のデータを収集すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
128	レジ袋の有料化による廃棄物の減量効果に疑問がある / レジ袋を有料化しても、マイバッグ持参率は向上しない / 廃棄物の減量効果は一時的である / レジ袋を有料化しても、結果としてごみ袋を購入することになり、減量効果は他の容器包装に比べて極めて低いと思われる	9	1	0	1	1	0	0	0	6
129	レジ袋に課せられた料金はどのようにして環境の保護に役立てられるのか。その仕組みが確立され強制力を持たない限り、単なるスーパーや商店の利益を増やし、決して袋の使用量が減るという論理には結びつかない	1	0	0	0	0	0	0	0	1
130	レジ袋の製造段階から、処理コストを上乗せすれば、無 駄なレジ袋の利用が減るのではないか	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	<del></del>									

131	自治体の収集を完全有料化(有料ごみ袋の配布)し、 その袋の利用を義務付けることで、レジ袋の利用は減 少すると思われる	2	1	0	0	0	0	0	1	0
132	大型施設や観光地等でレジ袋について限定的にデポジット制度を実施し、自主回収を促す制度を導入してはどうか/袋自体を厚肉化にし、耐久性を高め、リユースした後、デポジットにより回収・リサイクルする方法が考えられる	4	0	0	0	1	0	0	1	2
133	レジ袋有料化での削減は、事業者にレジ袋の回収を義 務付けることが必要	1	0	0	0	0	0	0	0	1
134	自主協定として、使用済みの有料レジ袋を無料で新し いレジ袋に交換できる制度を導入すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
135	レジ袋よりも、プラスチック製トレイ・ラップ・包装紙・箱 (紙製、プラスチック製共に)の過剰利用に対する対策が必要 / スーパー、デパートなどでの包装の簡素化が 先決 / プラスチック全体をリサイクルできる体制にすべき / 役務提供用の容器包装など容器包装リサイクル法の対象外であるものも含めて、取組を推進すべき	11	0	0	1	0	0	0	0	10
136	レジ袋だけではな〈、ラップやトレイ等の無料配布の容器も含めて有料化すべき / レジ袋についてのみなぜ有料化の議論がなされているのか。 食品用トレイ等はなぜ対象にならないのか	4	0	0	0	0	0	1	0	3
137	レジ袋を生分解可能な材質や環境負荷の少ないポリ乳 酸等の材質に転換すべき	4	0	0	0	0	0	0	1	3
138	レジ袋で廃棄物を排出できるようにすべき(廃棄物の減量と国民の負担軽減になる)	1	0	0	0	0	0	0	0	1
139	レジ袋の削減は、大きなゴミ袋の増大につながる	1	0	0	1	0	0	0	0	0
140	「レジ袋の有料化」と買物袋の両方の指向で、国民・市民の意識を少しづつ高めていけばよいのではないか	1	0	0	0	0	0	1	0	0
141	レジ袋有料化の理由には、レジ袋の原料は石油である こととゴミ処理問題の点を明記することが必要	1	0	0	0	0	0	0	0	1
142	スーパーなどのレジ袋の抑制に関しては、基本は発生 抑制で、使用を自粛するか、有料に切り替えるべき。また、レジ袋とごみ袋の共用を避けるべき	1	0	0	0	0	0	0	1	0
143	スーパー、コンビニ、ホームセンター、ドラッグストアその他の大型小売店は、レジ袋へメーカー、商品名、レストランその他の広告を載せ、その広告収入でレジ袋の処理費を捻出してみてはどうか	1	0	0	0	0	0	0	0	1
144	レジ袋もリサイクルできるのであれば、回収をし再利用する方が良い。それができないのであれば法制化するのではな〈、レジ袋を有料化にしたいお店は有料にしてもよいとする	1	0	0	0	0	0	0	0	1
_			_	_	_		_			

14	近い将来もしレジ袋が有料化されたとしても、そのレジ袋が市販のごみ袋より1枚あたりの単価が安ければ必要に応じて利用すると思うし、レジ袋のみの購入も考えるかもしれない	1	0	0	0	0	0	0	0	1
146	マイバッグが、これからの選択肢のひとつとして広がっ て〈れればと願う	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(6) デポジ	ット制度の活用	件 数								
147	デポジット制度の導入に賛成(環境負荷低減のため/ 不法投棄防止のため)	13	1	0	0	0	0	1	4	7
148	デポジット制度の導入は義務化すべき / デポジット制 3 度の導入は義務化し、ポイ捨ての防止や回収率の向 上を図るべき	2	0	0	0	0	1	0	0	1
149	リターナブル容器について、デポジット制度を導入し、 店頭回収を原則とすべき / リターナブル容器につい て、店頭回収を補完するデポジットを導入すべき	2	0	0	0	0	0	1	0	1
150	ペットボトルなどのワンウェイ容器にもデポジット制度を 導入すべき	14	0	0	0	0	0	1	0	13
15	全国規模でデポジット制度を導入すべき(デポジット制度を実施している地域に地域外の容器包装が集まって1くるなど課題が多く、市町村や地域限定のローカルデポジット制度の導入は困難)/地域等を限定した方法では、取組が進まない	5	0	0	0	0	0	3	1	1
152	小売店における店頭回収システムを拡大・促進すべき (自治体によるリターナブルびん回収は現実的に問題 的が多い) / 従来からの酒店中心の回収システムを更に拡大することが必要	3	0	0	0	0	0	2	0	1
153	デポジット制度を全国一律に導入することは、実行性の 3確保の困難性や社会的コストの大きさ等から適切ではない/できる所から実施すべき	2	0	0	0	1	0	0	1	0
154	小売店における店頭回収を強制的な措置にすべきではない(消費行動の現状やライフスタイルの変化等を十分に勘案し、慎重に議論し対応していくべき/リターナブル容器の利用量減少も勘案した中で、慎重に議論すべき)/義務化ではなく、事業者による任意の取組とすべき	10	10	0	0	0	0	0	0	0
158	デポジット制度の効果に疑問がある。実効性の確保や 5新たなる回収保管システムの整備、ロジステックの構 築等、社会的コストの増加といった課題を検討すべき	1	0	1	0	0	0	0	0	0
156	デポジット制度の導入が困難であるとする二つの理由 6 (店頭回収への転換と回収コストの大きさ)については、今後の検討が必要	2	0	0	1	0	0	0	0	1
15	デポジット制度の導入については、実効性などの検証 が必要	1	0	0	0	0	0	1	0	0

158	デポジット制度の活用については、店頭回収への返還が伴うため回収率低下等が心配されているが、正しい 回収システムを構築すれば、低下しないのではないか	1	1	0	0	0	0	0	0	0
159	現状でデポジットを行っている小売店は回収のみを 行っている小売店に比べて少ないため、デポジット制度 を活用するならば、新たにデポジットを行う小売店を増 やすことが不可欠	1	0	0	0	0	0	0	0	1
160	デポジット制を広範囲(ほとんどすべて)に適用し、回収 を自発的に行うシステムを確立すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
161	野放し状態のポリ容器使用を、課税の強化とデポジット 制導入でごみ化を防ぐべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		件 数								
162	指針策定、達成状況の報告・公表等の取組を進展させるためには、それらを法制化、義務化したり、実施までの期限を限定することが必要	22	0	0	0	2	0	7	5	8
163	容器包装廃棄物の発生抑制・再使用への取組についてはすべての事業者に等しく求められることが前提であり、指針によって目標の達成状況を報告させ、それを公表し、指導・助言を行う対象者が一部事業者に限定されるべきではない	10	10	0	0	0	0	0	0	0
164	達成状況の報告・公表は、消費者側の問題というべき中身商品の消費量の増大と特定事業者側の問題というべき単位商品当たりの使用容器包装量の変化とを区別してなされる必要がある	1	0	0	0	0	0	0	0	1
165	自主的取組の促進には賛成するが、実状と乖離した、 一律的な基準や削減目標値を義務づけることには反対	4	1	0	0	2	0	0	0	1
166	事業者は、自主的に策定した削減計画に基づき自主的 に努力することとし、主務大臣の介入や法定化はすべ きではない	13	4	0	0	8	0	0	0	1
167	容器包装によっては、既に可能な限り軽量化・薄肉化していたり、安全性の観点から、発生抑制が難しいものやリユースが困難なものがある(パン、菓子、牛乳・乳製品、食肉加工等)	7	2	0	0	5	0	0	0	0
168	業界指針の策定や、達成状況の報告などの自主的取組を進展させるには、インセンティブを与える仕組みとすることが必要	5	0	0	0	1	0	2	1	1
169	対策の進み具合の判断指標がないため、公平な基準 や指針を作成できるか疑問である	2	2	0	0	0	0	0	0	0
事業	業者の自主的取組に係る優遇措置の創設 に係る優遇措置の創設	件 数								
170	店頭回収やレジ袋削減などの自主的取組に対して、インセンティブ(経済的インセンティブ、再商品化費用の減額・還付、優良性の認定)を与えるなどして評価をすべき	6	2	0	1	0	0	2	0	1
	159 160 161 162 163 164 165 166 167 168	158 が伴うため回収率低下等が心配されているが、正しい回収システムを構築すれば、低下しないのではないか 現状でデポジットを行っている小売店には回収のみを 行っている小売店に比べて少ないため、デポジット制度 を活用するならば、新たにデポジットを行う小売店を増やすことが不可欠 デポジット制を広範囲(ほとんどすべて)に適用し、回収を自発的に行うシステムを確立すべき 野放し状態のポリ容器使用を、課税の強化とデポジット制 制導人でごみ化を防ぐべき 独特・公表等による事業者の自主的取組の促進 古針策定、達成状況の報告・公表等の取組を進展させるためにはすべての事業者に等しく求められることが前提での期限を限定することが必要 容器包装廃棄物の発生抑制・再使用への取組についてはすべての事業者に等しく求められることが前提であり、指針によって目標の達成状況を報告させ、それを公表し、指導・助言を行う対象者が一部事業者に限定されるべきではない 達成状況の報告・公表は、消費者側の問題というべき中身高国の消費量の増大と特定事業者側の問題というべき中の場合の消費量の増大と特定事業者側の問題というべき中の場合の消費量の増大と特定事業者側の問題というさま単位商品当たりの使用容器包装量の変化とを区別してなされる必要がある 自主的取組の促進には賛成するが、実状と乖離した、対のでなされる必要がある。 音楽者は、自主的に策定した削減計画に基づき自主的に努力することとし、主務大臣の介入や法定化はすべきではない 容器包装によっては、既に可能な限り軽量化・薄肉化していたり、安全性の観点から、発生抑制が難しいものやリコースが困難なものがある(パン、菓子、牛乳・乳、製品、食肉加工等) 業界指針の策定や、達成状況の報告などの自主的取組に表したが必要 対策の進み具合の判断指標がないため、公平な基準や指針を作成できるか疑問である まなどの違いといる場合の は は ない	158    158    158    158    158    159	158   が伴うため回収率低下等が心配されているが、正しい 回収システムを構築すれば、低下しないのではないか 回収システムを構築すれば、低下しないのではないか で	158   が伴うため回収率低下等が心配されているが、正しい   1	158   が伴うため回収率低下等が心配されているが、正いいの以外ステムを構築すれば、低下しないのではないかか   1	158   が伴うため回収率低下等が心配されているが、正しい 回収システムを構築すれば、低下しないのではないか   1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	158   が伴うため回収率低下等が心配されているが、正しい 回収システムを構築すれば、低下しないのではないか   1	183 が伴うため回収率低下等が心配されているが、正しい 回収システムを構築すれば、低下しないのではない	188 が伴うため回収率低下等が心配されているが、正しい

		分別排出や再商品化が困難な容器包装を製造・選択する事業者を減らすため、そのような容器包装の再商品化委託単価を高く設定し、その財源を再商品化に適した容器包装を積極的に推進する事業者への支援(優遇措置)に充てるべき	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	172	特定事業者の自主的取組に係る優遇措置の創設に賛成	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	173	自主的取組に対してインセンティブを与えれば、それを 原資にトレイや牛乳パック等の回収量を増加させること が可能と考えられる	1	1	0	0	0	0	0	0	0
(9) 事業	(者)	こおける自主協定締結の推進	件 数								
	174	事業者における自主協定締結の推進に賛成(コーヒーショップ、ファストフード店などにおける使い捨て容器の削減、リターナブル容器の使用のため、事業者間、事業者と自治体間等で自主協定を締結することは有効である)	4	0	0	0	0	0	1	2	1
	175	消費者の関心を高め、事業者のブランド化を図るよう に、 自主協定締結事業者を公表すべき	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	176	自主協定により使い捨て容器の使用が改善しない場合は、使い捨て容器の使用規制や、事業系でも容器包装リサイクル法の対象容器に含めることも検討すべき	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	177	事業者における自主協定締結の推進に反対(自主的 取組については、3 Rの選択肢の中から各事業者が取り組める方法を選べばよ〈事業者の裁量に任せるべき / 自主取組の実情を踏まえてよ〈検討してから判断す べき)	3	0	0	0	3	0	0	0	0
(10) 自主	回回	収認定基準の弾力的な運用	件 数								
	178	のため/現在の自主回収の認定要件を最初からグリア することは非常に困難なため)	10	1	0	0	4	1	1	0	3
	179	目主回収認定要件の緩和に反対(回収されない分については他の事業者が負担することになるため / 法第18条認定によらず自主回収した量については義務量から控除される仕組みとなっている / 自主回収へのインセンティブについては第18条認定以外の部分で対応すべき)	3	0	0	0	1	0	1	0	1

2.	分別収集	集·選別保管の在り方									
(1)	市町村	及び事業者の責任範囲の見直し	件 数								
	< 市町村 の意見 >	け及び事業者の責任範囲の見直しに賛成との立場から ・	475								
	180	分別収集・選別保管についても、事業者の役割に変えるべき(分別収集・選別保管についても事業者の役割に変えなければ、リサイクルコストの高い製品を生産段階から見直すことにつながらず、発生抑制への転換が進まない/役割分担を変えない限り、広域的な収集や収集・再商品化の一貫事業が進まず、環境負荷やリサイクルコストを減らすことはできない)	(137)	0	0	0	0	8	2	19	108
	181	引き続き市町村が分別収集・選別保管を責任を持って行いつつ、事業者が分別収集・選別保管に対しても一定の責任を果たすという役割分担が適切であるとの考えに賛成(容器包装の環境負荷低減を図る上で最も大きな力を持つのは事業者であり、製品設計段階から容器包装の環境負荷低減を一層進めるよう事業者の責任を強化することは必要/市町村は収集量の拡大を図るほど経費がかさむ仕組みになっている)	(130)	0	2	2	0	0	48	3	75
	182	リユース・リサイクルコストを製品価格に内包化し、製造者及び容器等の利用者が負担することによって、よりリサイクルしやすい製品化やリサイクルコストの低廉化が期待できる	(105)	1	0	0	0	0	87	4	13
	183	製造者がリユース・リサイクルコストを製品価格に内包化して負担することについて、自治体における効率化がなければ負担しないというのは事業者の言い逃れである。拡大生産者責任の考えを、容器包装リサイクル法の中に取り入れるべき	(151)	0	0	0	0	0	132	3	16
	184	リターナブル容器は事業者が自己負担で集めているに もかかわらず、リサイクルされる容器包装を税負担で集 めることは、上位法である循環型社会形成推進基本法 に定められた3Rの優先順位に反していると考えられ、 リターナブル促進のためにも、リサイクル容器包装につ いても収集選別費を事業者が負担すべき	(59)	0	0	0	0	7	0	2	50
	185	現行のシステムを安定的に運営するには、自治体の負担軽減を図る必要があり、最も手間のかかる収集と選別保管に対して特定事業者が費用を負担すべき	(20)	0	0	0	0	0	14	2	4
	186	拡大生産者責任の徹底の観点からは、事業者の費用 負担の算定は、分別収集・選別保管に係る費用の一部 ではなく、すべてを対象とするべき	(12)	0	0	0	0	0	7	3	2
	187	事業者は使用した容器包装の全量に責任を持つべき	(2)	0	0	0	0	1	0	0	1
	188	容器包装廃棄物全体を視野に入れ、容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象から除外されているアルミ缶・スチール缶・段ボール等についても、特定事業者は選別保管等の役割や経費負担を担うべき	(2)	0	0	0	0	0	1	0	1

町村気見 >	及び事業者の責任範囲の見直しに反対との立場から	187								
189	各主体が各々の出来ること、やるべきこと(消費者であれば、環境に配慮した購買行動、自治体廃棄物処理業務への関与等、市町村であれば、分別収集・選別保管の効率化、費用の透明化等、事業者であれば、容器包装の軽量化、リデュース・リユースのビジネスモデル導入等)を十全に行うことが必要であり、役割分担を見直す時期ではない	(84)	47	2	2	24	0	0	0	Ç
	事業者負担を前提とした責任範囲の見直しに反対(OECDの示したEPRは政策オプションの一つであり、EPRの選択は各国の判断にゆだねている / EPRに基づく事業者の責任範囲は、各国が社会・経済的背景を考慮して決定するもので、費用負担とは直結しない / EPR導入による効果のシミュレーション・検証がされていない / 役割分担を変更すべき社会情勢の変化は認められない)	(61)	40	4	2	11	0	0	0	•
	事業者が分別収集・選別保管に対して一定の役割を果たすことによって、事業者による容器包装廃棄物の発生抑制・再使用の促進、リサイクルの質的向上、社会全体の容器包装廃棄物処理コストの低減等について、大きな効果が上がるとは考えられない	(54)	43	0	2	8	0	0	0	
192	既に容器の軽量化努力は可能な限り行っているため、 事業者責任を拡大しても、容器包装廃棄物総量の減量 化効果は期待できない。これ以上の減量化には、消費 者の購買意識・行動の変革が必要	(44)	22	2	4	12	0	0	0	
	事業者負担は財政問題のすり替えである。分別収集・ 選別保管は市町村の固有事務であり、市町村自身の 努力により効率化すべき	(25)	4	3	6	9	0	1	0	
	事業者では様々な自主的取組を行っているが、分別収 集等の費用負担により、それらの自主的取組が阻害さ れるため、結果として発生抑制にはつながらない	(16)	15	0	0	0	0	0	0	
195	消費者行動を通じた発生抑制には、ごみの排出時の負担(ごみ有料化)の方が効果的	(15)	1	7	0	3	0	0	0	
196	リサイクルの質的向上と事業者の分別収集・選別保管費用の負担は、直結しない。質的向上に効果的なのは、消費者・市町村の分別・選別の徹底や、有害物質の使用規制である	(10)	5	3	0	1	0	0	0	
197	企業の経営に重大な影響を及ぼすと考えられる新たな 費用負担には反対	(5)	0	0	0	5	0	0	0	
: - - -	の意見 >	件 数								
198	事業者の役割の範囲(費用負担、材質の統一、分かり やすい表示等)を明確に位置づけるべき	13	0	4	1	0	0	3	0	
199	市町村の役割を強化すべき(全市町村の参画、分別区分の統一/分別基準不適合物の受入れ/市民への公表の義務化/残さの市町村による熱回収処理/独自ルートの情報開示等)	11	1	2	1	2	0	4	0	
200	消費者・市民の責任(分別の徹底等)を明確にすべき	11	1	0	0	0	0	0	0	1

201	各主体及び主体間の連携(例えば、特定事業者の消費者への分別に有効な表示、自治体から消費者への選別コスト削減に資する情報提供、事業者と自治体間における選別・リサイクルに資する製品情報等の交換)が必要であり、これを担保する仕組みづくりを現行法に盛り込むことが必要	2	1	0	0	1	0	0	0	0
202	市町村費用の実態把握・透明化・効率化は、費用負担による効果として期待するものではなく、役割分担・費用負担を議論する前提として必要	73	47	2	0	14	0	1	1	8
203	事業者が費用負担をしても、事業者が市町村事業のコストをチェックできる仕組みや、自治体に効率化等の取組のインセンティブが働くような仕組みが構築されなければ、透明化と処理の効率化は進まず、むしろ効率化の阻害要因となる	84	56	7	1	14	0	1	0	5
204	市町村コストを、地域の住民や事業者に実態をわかり やす〈開示するのは、市町村の当然の義務	66	15	6	3	11	1	19	1	10
205	企業会計の観点も踏まえた事業会計の標準的コストの分析手法を整備し、コスト分析による分別収集・選別保管の効率化が行われ、分別収集及び選別保管に必要な費用と便益が第三者により検証されることが必要	27	4	0	4	3	0	8	0	8
206	自治体コストの公会計基準導入によるコストの透明化を進める際に、合わせて、容器包装廃棄物の素材ごとの重量を測定することを必須とすることにより、明確な容器包装廃棄物の重量を把握すべき	1	1	0	0	0	0	0	0	0
207	市町村によって大きな開きのあるごみ収集・処理の料金等について、県が調整等一定の役割を担うことが必要	1	0	0	0	0	0	1	0	0
208	スチール缶、アルミ缶等、飲料容器では薄肉化は限界 に達している。これ以上の薄肉化は、エネルギーロスや 安全性の低下につながる	18	1	2	3	6	0	0	0	6
	スチール缶・アルミ缶については、今以上のリサイクル 品質の向上は、素材レベルでの異物混入防止や、分別 の徹底が必要であり、事業者の費用負担では変わらない。分別収集・選別保管しやすい製品の開発を促すた めに事業者に費用負担させるのであれば、リサイクル 品質に問題のある容器包装に的を絞り、分別収集・選 別保管しやすい製品の基準を示した上で実施すべき	4	0	0	1	1	0	0	0	2
210	分別収集・選別保管費用の負担が、軽量化や易りサイクル化等の取組によって軽減される仕組み(例えば、排出量ではな〈生産量や減量化目標達成率、易りサイクル基準達成率などと費用負担がリンクする仕組み)とならなければ、単なる支払い金額の追加でしかならない	16	0	1	0	9	0	0	0	6
211	分別収集・選別保管しやすい容器包装が不明(例示されているペットボトルのラベルやティッシュペーパーの単一素材化は、再商品化しやすいものであり、例として不適当)。分別収集・選別保管しやすい容器包装のリストを提示すべき	7	1	1	0	5	0	0	0	0
212	分別収集から再商品化に至るリサイクルに必要なすべての費用を、製品価格に内部化すること(拡大生産者責任の完全な導入)が必要。一時的には事業者負担となるが、最終的には消費者(受益者)負担となり、環境負荷の低減と公平な費用負担が実現する	3	0	0	0	0	1	0	2	0

213	事業者は、厳しい市場競争下では価格転嫁が不可能 である	14	3	0	0	10	0	0	0	1
214	製品価格に転嫁しても、転嫁額が小さいことから、消費 者の発生抑制行動のインセンティブにはならない	11	4	0	0	7	0	0	0	0
215	事業者が価格転嫁をしても、流通段階でいずれかの事 業者が負担するため、消費者への販売価格に反映さ れない	6	0	0	0	5	0	0	0	1
216	仮に事業者が負担するのなら、価格転嫁が容易になる 「容器税」のような制度での直接支払いができるような 制度にすべき	13	5	0	0	3	0	1	0	4
217	毎日家庭から排出される商品(牛乳、乳製品等)は、価格転嫁したとしても排出抑制につながらない	5	1	0	0	4	0	0	0	0
218	特定事業者のコスト負担が増加すると商品価格に転嫁させることが今以上に重要となるため、価格転嫁に関する国の役割として、「国は容り法第34条に基づき、再商品化費用の円滑かつ適正な価格転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るように努める。」との記述を追加すべき	1	0	0	0	1	0	0	0	0
219	リサイクルに係わるコストを価格に転嫁しても、非表示 内部化ではその情報が消費者に伝わらないため製品 価格とは別にリサイクル負担金が表示されるべき	13	1	3	2	4	0	0	0	3
220	飲食料品など国民生活に必要な物資に、所得格差を加味した累進課税などの考え方を無視して一律に消費者に負担させるのはおかしい。ほとんどの消費者が日常的に使用している容器包装については、従来どおり税金で賄うのが適当	4	1	2	0	1	0	0	0	0
221	実態費用については、資源物の売却益や、処分場延命等の便益も勘案すべきであり、逆に分別収集に本来 関係ない政策的費用の切り分けや、効率性、事業者の 研究開発費用などについても検討すべき	18	4	0	0	12	0	0	0	2
222	再商品化費用に約400億円かかっていると言われているが、その処理費用の内訳を一般に開示して、内容の 妥当性を検討すべき	4	3	0	0	1	0	0	0	0
223	市町村コストと事業者の再商品化を比べること自体の 意味がない。各主体が効率化に向けた努力がどれだ けの費用削減効果を適正にもたらしたか、どのような削 減努力が行われたかを評価すべき	10	1	0	3	4	0	0	0	2
224	市町村及び事業者の現行制度における費用負担の実 態を見るには、容器包装リサイクル法施行後に発生し た追加的費用を見るべき	1	0	0	0	1	0	0	0	0
225	分別収集・選別保管・再商品化だけでなく、再商品化物 の輸送コスト低減など、幅広く検討すべき	2	0	0	2	0	0	0	0	0
226	缶、びん、ペットボトル、牛乳パックなどなど法の対象品目ごとに収集・運搬・選別・保管コストは大き〈違うため、品目ごとに社会コストがミニマムになるシステムとは何かを議論し、役割分担を決めるべき	2	0	0	0	1	0	1	0	0

227	現状の仕組みでは、国民一人一人に「リサイクルにもお金がかかっている」という痛税感、痛リサイクル感が醸成される仕組みにはなっていないため、自治体の回収保管費用は、新たな税で市町村民が負担すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
228	先進的な処理を行っている市町村の取組を優良事例としてデータベース化したものについては、それをベンチマーキングとして全適用できる仕組みを環境省は構築するべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
229	優良事例などのデータベースの構築は、「新たな天下り 団体は不必要である」との前提を置いて考えるべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
230	消費者・販売者・製造者・自治体・国のそれぞれが容器 包装に係わる役割・義務・責任がわかりづらい。 排出量 の削減・再商品化を目的としているのであれば、 具体 的に目的達成のための責任・役割分担等を明記すべき	4	1	0	0	0	0	1	0	2
231	法制度の見直しのポイントは、現在及び将来の市民、 事業者、行政が3Rの優先順位を踏まえた取組が促進 される仕組みをどのように構築するかであり、市町村の 収集コストの高低の話は次のステップである。まずは、 3Rの取組を誘導するような基本的な制度設計につい て各主体の合意形成を図るべき	2	0	0	0	0	0	0	0	2
232	より実効性のある方策を検討するにあたっては、中小 企業の事業活動に過大な負担や不利益が生ずること のないよう配慮すべき	2	0	0	0	1	0	0	0	1
233	特定事業者に対する費用負担の公平性、小規模事業者の適用除外やただ乗り事業者などの問題を解消するには、原材料の石油業界と容器メーカーが費用負担をする仕組みにするべき	1	0	0	1	0	0	0	0	0
234	取りまとめの内容が不適切(「仮に責任分担の」は仮定上の論述であり、ここで論じるのは不適切 / 処理コスト低減に向けては、事業者負担による意義などではなく、市町村のコストの透明化対策等の方向性を提示すべき / 「事業者からの新たな徴収額を、リターナブル瓶の収集や店頭回収等に配分する」とあるが、基本的方向をまとめた「中間まとめ」に「制度設計」まで盛り込むべきではない / 「市町村が責任を持って分別収集・選別保管を行う仕組み自体は、十分機能していると考えられる」との内容と現状評価は、基礎的材料のところで述べるべきで、現行のリサイクルシステムの不十分な点を課題として整理すべき)	20	7	0	0	0	0	0	0	13
235	事業者の負担で長年の努力によりリサイクルが高くなった容器について、市町村で収集量が多いから負担が重くなるというのは不公平	1	0	0	0	1	0	0	0	0
236	容器包装リサイクル法の本格実施に適切な指導・支援 を自治体に講ずべき	1	0	0	0	0	0	1	0	0
237	リサイクルしやすい製品化の推進やリサイクルコストの 低廉と共通規格化を図るべき	1	0	0	0	0	0	1	0	0
238	皆に義務と責任があり、不公平がないことが必要	1	0	0	0	0	0	1	0	0

	239	環境問題の負担が納税者への負担ばかりで先行する のはいかがなものか	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(2):	分別基準	<b>準適合物の品質向上</b>									
	分別	別基準適合物の品質向上について	件 数								
	240	分別基準適合物の引取りに関して運用の厳格化を図るべき(分別基準適合物に係る要件として異物の混入率を定めるべき / 基準に満たない場合は指定法人が引取りを拒否すべき / 自治体の責任を明確化し、ベール品質が確保できるような法制化をすべき)	17	1	1	0	10	0	4	0	1
	241	指定法人からの改善要請に対して、改善計画を提出し、その実行・成果を指定法人が確認できなければ、翌年度以降の契約を締結しない措置がとれる仕組みづくりが有効	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	242	(運用を厳格化するよりもまず)素材の統一など分別・ 再商品化しやすい容器包装の開発を促進すべき(基準のあまりに厳しい運用により消費者に過度の負担が生 じ、最終的に消費者の分別行動を減退させる可能性が あるため/再商品化物の品質向上のため)	11	1	1	0	0	0	7	0	2
	243	(運用を厳格化するよりも)自治体と容器包装リサイク ル協会の連携の強化で解決すべき	2	0	0	0	0	0	2	0	0
	244	収集・保管業務に関し、国としても実質的なチェック機能を果たすよう取り組むべき(市町村保管施設の日常管理を徹底/保管施設の指定の際の要件として設定/市町村の品質改善成果を踏まえた翌年度の契約締結の是非の検討)	6	0	0	0	6	0	0	0	0
	245	分別基準適合物の品質向上のため、市民による分別排出、自治体による分別収集・選別保管を徹底させる制度とすべき(コスト低減の観点からも、より上流での選別強化が推進されるべき/市民の分別排出の徹底的な意識改革と市町村の更なる啓蒙活動と意欲的取組が大前提/異物が混入している場合に市町村は収集拒否すべき)	10	1	3	2	2	0	0	0	2
	246	分別排出の徹底、分別基準適合物の品質向上のため、市町村及び消費者にインセンティブを与えるべき (不適合物の割合により市町村負担を増減)	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	247	再商品化製品の品質向上のために、自治体は市民に対して容器包装廃棄物の品質等に関する情報のフィードバックを行うべき	9	2	0	1	5	0	1	0	0
	248	材料向け等利用先を自治体が選択できるようにするべき(そうすることで市民の理解と協力が得やすくなる)	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	249	分別基準適合物の品質情報に関し、再商品化事業者から自治体・容器包装リサイクル協会へのフィードバックを義務付けるべき(再商品化事業者は異物を市町村へ返却すべき/再商品化事業者に体験学習、見学等の受入れを義務化すべき)	9	0	1	2	0	0	5	0	1
	250	分別基準適合物の品質基準については、再商品化手 法や選別作業実態、市民の負担等を踏まえた合理的 な基準を定めるべき	6	0	0	0	0	0	6	0	0

251	汚れの付着した容器包装や金属等の硬い素材、塩ビ 等は資源物として扱われないように収集対象物から除 外すべき(再商品化物の品質向上のため/市民の負 担軽減のため/再商品化施設での安全性確保等のた め)	6	0	5	0	0	0	1	0	(
252	再商品化の品質向上・効率化の観点から、白色発泡ス チロールトレイの区分をその他プラスチックに統合し、 ケミカルリサイクル等を行うべき	1	1	0	0	0	0	0	0	(
253	プラスチック製容器包装のベールの結束材もプラスチックとして再商品化できるよう、材質をPPバンドに統一すべき	3	0	3	0	0	0	0	0	(
254	引越直後等における分別排出の混乱を避けるため、自 治体ごとに異なる分別区分の統一化を早期に図るべき	3	1	0	0	0	0	1	0	1
255	ペットボトルの捨て方を工夫すべき(ペットボトルをつぶしたり、キャップ等の白い部分を外して出すようにすれば、分別収集・選別保管費用が節約できる)	2	0	0	0	0	0	0	0	2
256	市町村が分別収集・選別保管すべき容器包装廃棄物 の内容の明確化、国として達成すべき素材別再商品化 目標の設定を図るべき	1	0	0	0	1	0	0	0	(
	市町村回収を行うのであれば、収集の手間や保管の 難しさなども考慮に入れて、現行の袋回収ではな〈地区 内にプラスチック専用の分別ボックスを設置し、収集運 搬費用の増加を招かないような低頻度での回収が望ま しい	1	0	0	0	0	0	0	0	1
258	リサイクル不適物や異物混入に対する啓発活動や適 正処理・管理・指導に向けての自治体としての責任体 制を更に強化していくべき	1	0	0	0	0	0	0	0	,
スプ	プレー缶の取扱いについて	件 数								
259	自治体における分別収集・処理(穴あけ等)時の安全性確保、拡大生産者責任等の観点から、適正処理困難物として指定し、事業者が引き取って処理する体制を構築すべき	57	0	0	0	0	0	55	0	2
260	消費者が充てん物を容易に排出できる中身排出機構 (機能)の採用を早急に進め、市町村と共に周知を図 り、充てん物が残ったスプレー缶等が排出されないよう にするべき	3	0	0	0	0	0	3	0	(
261	中身排出機構(機能)の採用については、まずは、エア ゾール業界で中身排出機構を確立することが必要(業 界で明確な機構がない中で、法で義務づけられると、 外注メーカーに製造委託しているメーカーでの販売が できな〈なる恐れがあるため)	1	1	0	0	0	0	0	0	(
262	現在スプレー缶事業者と自治体との協議の場で、製造 事業者等から安全な回収を実施する自治体に対して安 全な処理のための処理機を提供することが検討中であ り、その方向性を尊重すべき	1	0	0	0	1	0	0	0	(
263	収集量が多いとスプレー缶の残液量も相当量となるた	1	0	0	0	0	0	0	0	1

264	スプレー缶に形状の似た「その他プラスチック」製のスプレー容器についても同様の取り扱いが必要(表示どおりに「その他プラスチック」として分別排出、収集され、選別・梱包、再商品化に回った場合、危険であるため)	1	0	0	0	0	0	0	0	
265	地球温暖化の問題に対処するという観点からは、スプレー缶の排出に際して全量放出すべきでなく、HFC類などの温室効果係数の高いガスの使用が全廃されるまでの期間については別途、市町村は特別な分別回収の仕組みを作るべき	1	0	0	0	0	0	0	0	
266	スプレー缶は廃止すべき(どうしても使用したいならば 一律に環境課税の措置をすべき)	1	0	0	0	0	0	0	1	
267	スプレー缶の取扱いについて交換販売をお願いした い。	1	0	0	0	0	0	0	0	
店豆	- 頁回収や集団回収の位置付け	件数								
268	事業者の自主的取組をより一層促すため、事業者に対し店頭回収へのインセンティブ(再商品化費用の免除範囲の拡大など)を付与すべき	39	21	0	1	7	1	1	0	
269	事業者による店頭回収の実態を考慮した自主算定方式にすることでインセンティブを付与すべき(自主算定係数について店頭回収用の係数とすべき)	2	2	0	0	0	0	0	0	
270	(特に白色トレイに関しては)小売店だけでな〈容器製造事業者も相当のコストや作業を負担して実施していることを踏まえ、店頭回収の関係主体全てにインセンティブを付与すべき	5	4	0	0	0	0	0	0	
271	店頭回収へのインセンティブは不要(現状においても回収分は義務量から差し引かれることになっており、その扱いを変更する必要はない)	1	0	0	0	0	0	0	0	
272	多様で効率的な回収システムを構築するという観点から、地方自治体による集団回収への支援を拡充すべき	3	1	0	0	0	0	1	1	
273	地方自治体は集団回収への支援を拡充すべきではない(集団回収によるリサイクルシステム自治が確立していく方策そのものを重視すべき)	2	0	0	0	0	0	1	0	
274	国内におけるリサイクル原料の安定的確保等の観点から、市民による集団回収やスーパー等小売店の店頭回収で回収されたものについては、市町村が収集すべき	6	1	0	0	0	0	2	0	
275	店頭回収・集団回収のルートをさらに拡充すると同時に、 白色トレイや透明パック類などターゲットを絞った回収を目指すべき	2	0	0	0	1	0	0	0	
276	紙パックについては、市民グループ回収や集団回収や 店頭回収などによる自主的で効率的な回収が進展して おり、引き続き更に多様で効率的な回収を促進していく 方針	7	2	0	0	4	0	0	1	
277	自動販売機から出る容器の回収システムについても回収ルートの一つとして位置付けるべき(回収分のうちかなりの量が輸出に回っていると推定されるため)	1	1	0	0	0	0	0	0	

再商品(	と手法の見直し									
プラスチ	ック製容器包装に係る再商品化手法	件 数								
278	素材別·形状別に分別区分を設定することに賛成(質の高い再商品化を促進する必要がある/再商品化委託単価や残さ量が低減する)	15	1	0	0	9	1	3	1	0
279	素材別·形状別に分別区分を設定することに反対(素材別の区分を市民が判断することは無理/無用に市民の混乱を招くおそれがある/行政コストや社会コストの増大につながる/市民の負担が大きすぎる/高齢化が進む中、素材別·形状別までの分別を市民に課すのは無理)	18	1	1	0	1	0	12	0	3
280	マテリアルリサイクルが資源節約・環境負荷低減の観点からも有効であるためには、化石資源を原料とする新規製品を十分に代替し得るものであること、またはケミカル、サーマルを含めてリサイクルされる仕組みが整っていることのいずれかが担保されている必要があるため、再商品化商品に品質基準や認定制度を設けるべき	2	0	0	0	1	0	0	0	1
281	マテリアルリサイクルを妨げているのは食品由来の塩分であり、塩化ビニル由来の塩素ではないため、再商品化製品の品質基準項目として挙げられている「塩素分」は「塩分」と表記すべき	3	0	0	0	3	0	0	0	0
282	マテリアルリサイクルで発生した残さは、RPF化やケミカルリサイクルとのジョイントを認め、有効に活用すべき	3	0	1	1	0	0	1	0	0
283	再商品化費用を増大させずに、残さを燃料化や熱回収するのは不可能である	3	0	0	0	3	0	0	0	0
284	残さには、本来、家庭ごみとして排出されるべき水分や リサイクル不適物が含まれていることから、残さの内訳 を明確に示すべき	3	0	3	0	0	0	0	0	0
285	サーマルリカバリーを新たな再商品化手法として認めることに賛成(リサイクルコスト全体を低減することができる/マテリアルリサイクルよりもサーマルリカバリーの方が環境負荷が低い/分別収集量が再商品化能力を上回る可能性が高い/サーマルリカバリーは熱回収を効率よ〈行うため、対象物の品質チェックや操業管理等を行っており、焼却処分とは異なる/汚れがひどいものや複合素材等、リサイクルに不向きなものにはサーマルリカバリーが適している)	70	28	0	1	33	0	1	1	6
286	RPF化やセメント原燃料化等を新たな再商品化手法として認めるべき(RPFは、化石燃料に代わる二酸化炭素発生抑制に有効な燃料として、既に製紙産業等で広く使用されている/再商品化能力が増強され、全体のコストを下げることにつながる/他の再商品化手法と比べてもコスト面、環境面において優れている)	11	1	2	1	5	0	1	0	1
287	再商品化手法の優先順位を明確にする、熱効率等に 一定の基準を設ける、消費者への周知を徹底する等の 上、サーマルリカバリーは導入すべき	10	1	4	0	1	0	2	0	2
288	RPFは利用先、運搬コスト、品質等を明確に定めた上で利用すべき	5	0	4	0	0	0	0	0	,

能性が高いため、収集段階で分別収集を抑制することには慎重であるべき サーマルリカバリーを新たな再商品化手法として認めることに反対(安易なごみ焼却につながるおそれがある / サーマルリカバリーを導入するよりも、レジ袋の削減減等のリデュース・リユースを促進する方が先決と特定 事業者がリサイクル困難な製品の環境配慮設計を進めていくべきであり、再商品化委託単価を下げる目的でサーマルリカバリーでは、分別排出に対する市民の意識と協力を得ることは困難) 汚れが少ない、単一素材である等の理由から、マテリアルリサイクル適したものは優先的にマテリアルリサイク フルレリカイリルで、テリアルリサイクルに不向きなもののみをケミカルリサイクル、もしくはサーマルリカバリーに回えできの、カをケミカルリサイクル、もしくはサーマルリカバリーに回すべき  再商品化手法は、公に認められたしてA手法等を用いることによって、エネルギー効率や環境負荷、最終製品も含ことによって、エネルギー効率や環境負荷、最終製品も含したとのは関サイクル。最近に対してAが表が、最終製品を対してAが表がらいに判断すべきも含めて総合的に判断すべきの趣旨にのっとるため、サーマルリカバリーを導入する際には補完的な位置付けであることを明確にすべきの趣旨にのっとるため、サーマルリカバリーを導入する際には補完的な位置付けであることを明確にすべき優先して利用度が高い手法で、しかも環境への負荷が低く、利用効率の高いプロセスで優先して利用度が高い手法で、しかも環境への負荷で、大利・リーマルリカバリーを導入するでは、環境への負荷が低く、利用効率の高いプロセスで優先して利用度が高い手法で、しかも環境への負荷で、大利・リーマルリカバリーの順で優先順位を付けた3段階入札を提案するマテリアルリサイクル、サーマルリカバリーの順で優先順位を行けた3段階入札を機業する											
ることに反対(安易なごみ焼却につながるおそれがある / サーマルリカバリーを導入するよりも、レジ袋の削減等のリデュース・リユースを促進する方が先決 / 特定 事業者がリサイクル困難な製品の環境配慮設計を進めていくべきであり、再商品化委託単価を下げる目的でサーマルリカバリーを導入すべきではない / 可燃ご かと容器包装を分別する意味がなくなり、リサイクルが後退する / サーマルリカバリーでは、分別排出に対する市民の意識に協力を得ることは困難) 汚れが少ない、単一素材である等の理由から、マテリアルリサイクル値したものは優先的にマラリアルリサイクルに回し、マテリアルリサイクルに回し、マテリアルリサイクルに同し、マテリアルリサイクルに同し、マテリアルリサイクルにである等の理由から、マテリアルリサイクルに表したは日本学校を大きたが、サーマルリカバリーに回すべき 再商品化手法は、公に認められたLCA手法等を用いることによって、エネルギー効率や環境負荷、最終製品も含めて総合的に判断すべき 再使用・再生利用・熱回収・処分の順で、資源の循環的利用を推進するという循環型社会形成推進基本法のの趣旨につっとるため、サーマルリカバリーを導入する際には補完的な位置付けであることを明確にすべき 分別収集の努力を活かすためにも、分別基準適合物 復先しての利用度が高い手法で、しかも環境への負荷が低く、利用効率の高いプロセスで優先しての利用度が高い手法で、しかも環境への負荷で、分別収集された容器包装であるので、あくまで資源としての利用度が高い手法で、しかも環境への負荷で大きが低い手法を優先させるべきなので、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリカバリーの順で優先順位を付けた3段階入札を提案する マテリアルリサイクル優先を廃止することによって、適正な競争原理を持った入札制度を改めるへき(マテリアルリサイクル優先を廃止することによって、適正な競争原理を持った入札制度を改めるへき(マテリアルリサイクル優先を廃止することによって、適正な競争原理を持った入札制度を改めるへき(マテリアルリサイクル優先を廃止することによって、適正な競争原理を持った入札制度になる/入札の透	289	般廃棄物とを各々単独に焼却・熱回収した方が、混ぜ て焼却・熱回収するよりも総合的な熱効率が高くなる可 能性が高いため、収集段階で分別収集を抑制すること	1	0	0	0	0	0	0	0	1
アルリサイクル適したものは優先的にマテリアルリサイクルに回し、マテリアルリサイクルに不向きなもののみをクミカルリサイクル、もしくはサーマルリカバリーに回すべき	290	ることに反対(安易なごみ焼却につながるおそれがある/サーマルリカバリーを導入するよりも、レジ袋の削減等のリデュース・リユースを促進する方が先決/特定事業者がリサイクル困難な製品の環境配慮設計を進めていくべきであり、再商品化委託単価を下げる目的でサーマルリカバリーを導入すべきではない/可燃ごみと容器包装を分別する意味がなくなり、リサイクルが後退する/サーマルリカバリーでは、分別排出に対す	123	1	11	2	1	15	9	18	66
292   ることによって、エネルギー効率や環境負荷、最終製品   25   2   13   2   2   0   0   0   0   0   0   0   0	291	アルリサイクル適したものは優先的にマテリアルリサイクルに回し、マテリアルリサイクルに不向きなもののみをケミカルリサイクル、もしくはサーマルリカバリーに回	91	2	0	1	4	13	0	12	59
293   的利用を推進するという循環型社会形成推進基本法の趣旨にのっとるため、サーマルリカバリーを導入する際には補完的な位置付けであることを明確にすべき   9	292	ることによって、エネルギー効率や環境負荷、最終製品	25	2	13	2	2	0	0	0	6
294   は、環境への負荷が低く、利用効率の高いプロセスで   3 0 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	293	的利用を推進するという循環型社会形成推進基本法 の趣旨にのっとるため、サーマルリカバリーを導入する	9	0	6	1	1	0	0	0	1
源としての利用度が高い手法で、しかも環境への負荷 295 が低い手法を優先させるべきなので、材料リサイクル、 1 0 1 0 0 0 0 0 でミカルリサイクル、サーマルリカバリーの順で優先順位を付けた3段階入札を提案する マテリアルリサイクルを優先とした入札制度を改めるべき(マテリアルリサイクル優先を廃止することによって、適正な競争原理を持った入札制度になる/入札の透 296 明性を確保できる/プラスチック製容器包装の再商品	294	は、環境への負荷が低く、利用効率の高いプロセスで	3	0	3	0	0	0	0	0	0
き (マテリアルリサイクル優先を廃止することによって、 適正な競争原理を持った入札制度になる / 入札の透 296 明性を確保できる / プラスチック製容器包装の再商品 52 18 2 1 24 0 4 1 2 化委託単価を下げることができる / マテリアルリサイク	295	源としての利用度が高い手法で、しかも環境への負荷が低い手法を優先させるべきなので、材料リサイクル、 ケミカルリサイクル、サーマルリカバリーの順で優先順	1	0	1	0	0	0	0	0	0
につながる)	296	き(マテリアルリサイクル優先を廃止することによって、 適正な競争原理を持った入札制度になる/入札の透 明性を確保できる/プラスチック製容器包装の再商品 化委託単価を下げることができる/マテリアルリサイク ルの残さ量が多すぎる/リサイクルコスト全体の低減	52	18	2	1	24	0	4	1	2
ケミカルリサイクルはエネルギー利用効率が良く、マテ 297 リアルリサイクルよりも残さ率が低いことから、今後も有 効な再商品化手法として継続すべき	297	リアルリサイクルよりも残さ率が低いことから、今後も有	4	3	0	1	0	0	0	0	0
標準コストの設定には、リサイクル実績の積み重ねが 298 必要であり、相当の時間が必要となるため、何を根拠 5 0 2 0 1 0 0 0 2 に適正コストを算出するのか不明確である。	298	必要であり、相当の時間が必要となるため、何を根拠	5	0	2	0	1	0	0	0	2
排出された容器包装がどのようなリサイクルルートをた どっているのか、どのような再商品化製品となっている のか、また再商品化の費用対効果等に関する情報を、 一般市民にもより積極的に公開すべき	299	どっているのか、どのような再商品化製品となっている のか、また再商品化の費用対効果等に関する情報を、	10	3	0	1	1	0	3	1	1
300 植物を原料とした生分解性プラスチックは環境負荷が 小さいため、これらの利用を促進すべき 3 0 0 0 0 0 2 0	300	植物を原料とした生分解性プラスチックは環境負荷が 小さいため、これらの利用を促進すべき	3	0	0	0	0	0	2	0	1

								,		
301	自動回収機の選別機能が優れたもので、分別基準適合物と同等の品質を確保し、かつ適正なリサイクルチェーンで再生処理される場合においては、指定法人ルートと同様に認定する等の弾力的運用の検討が望まれる	1	0	0	1	0	0	0	0	0
302	再商品化製品の供給サイドと需要サイド両面からもっと 掘り下げて検討・記述すべき	1	0	0	0	1	0	0	0	0
303	容器包装リサイクル法における廃プラスチックのリサイクルはペットボトルやびん・カンと違い、合理的とはいえない	1	0	0	0	0	0	1	0	0
304	プラスチック製容器包装を分別基準適合物にするため の分別作業が過酷で非能率であるばかりでな〈、処理 費用がかさみ市民の税負担増になっている	1	0	0	0	0	0	0	1	0
305	地域的な差異を考慮しつつ、廃プラスチックの形態ごと に最適な処理手法を検討すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(2) 再商品(	とに適した容器包装の設計、素材選択	件数								
306	再商品化に適した容器包装の設計・素材選択を更に推 進するためには、リサイクルし難い容器包装の委託単 価を高く設定すべき	8	1	0	0	0	0	2	3	2
307	複合素材容器包装の委託単価を高く設定することに反対(品質保持・安全性確保の上で必要なもので、単一素材への切替えは困難/複合素材は、容器包装の薄さや軽さを追求した技術開発の成果であり、容器包装のリデュースに貢献している)	10	2	0	0	8	0	0	0	0
308	容器包装を、資源有効利用促進法に基づく指定再利用 促進製品に指定することにより、再生資源や再生部品 としての利用を促進していくべき	3	0	0	0	0	0	1	0	2
309	容器包装の製造・利用事業者は、素材も含めた、リサイクルしやすい製品を開発すべきであり、リサイクル処理量を上回ったり、燃やさなければリサイクルできないような製品の製造は、直ちに止めさせるべき	6	0	0	0	0	0	1	1	4
310	再商品化商品を容器包装リサイクル協会や再商品化事業者等で買い取ったり、再商品化製品利用事業者へ売買したりすることにより発生する歳入分を、各自治体へ配分すべき	1	0	1	0	0	0	0	0	0
【その他の意	見	件数								
311	ペットボトルのボトルtoボトルの再商品化手法は、リ デュース・リユースと同等な資源生産性を有するため、 推進する仕組みを構築すべき	23	14	1	5	0	0	1	0	2

·の他の	D論点									
器包装	きの範囲	件 数								
312	国民にとって容器包装の範囲が分かりに〈い/日常の 生活感覚実態に即した形で、「容器包装」の定義、法律 区分を見直すべき	12	1	1	0	4	0	3	0	3
313	クリーニングの袋や宅急便の袋等、サービスに付され る容器包装を対象物とすべき	84	0	0	0	0	10	34	0	40
314	同じ素材でつくられており、技術的にはリサイクルに問題のないものは、その用途を問わず同様に素材別のリサイクルをすべき / 用途や形態が容器包装に準じるものはリサイクルの対象にすべき	5	0	0	0	0	0	3	1	1
315	「容器包装」に対象を限定している現行法を根本から改 めるべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
316	「クリーニング業界における自主的な取組が進展しつつあることも踏まえれば」とあるが、何故、単独のクリーニング業界だけを採り挙げなければならないのか複数業界の動向から説明すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
317	事業系容器包装廃棄物についても確実にリサイクルが 行われるよう、事業者に分別・リサイクルを義務付ける べき(ペットボトルやその他プラスチック製容器包装は、 十分にリサイクルされていない)	9	1	1	0	0	0	5	0	2
318	市民は分別収集しているのに、中小事業者のものが一括で収集され、リサイクルされていないという現状は納得できない	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	法そのものを一般廃棄物処理の観点を外し、一廃、産 廃を問わず、資源化・リサイクルの観点から見直し、改 定すべき	1	1	0	0	0	0	0	0	0
320	事業系一般廃棄物にも容器包装リサイクル法を適用す るよう市町村に対する指導を強化すべき	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	紙以外の事業系容器包装も家庭から排出されるものと同じ素材・形状であるため、産業廃棄物として扱うべきではない/事業系一般廃棄物として扱うべき	83	0	0	0	0	0	82	0	1
322	事業系廃棄物を特定容器包装から除外すべき / 容器 包装リサイクル法の対象にする必要性は小さい(現状 で十分にリサイクルされている)	6	1	0	0	2	0	3	0	0
	「専ら物」としての容器包装リサイクル法対象物は、資源回収業・廃品回収業での対応を軸として整理されるべきであり、そのすみ分けによって「静脈産業の育成策」が確立されるべき	39	0	0	0	0	0	38	0	1
	植物由来のプラスチックは環境負荷が小さいことから、 育成・普及させてい〈必要がある。 容器包装リサイクル 法においてプラスチック製容器包装の対象外にすべき	2	1	0	0	1	0	0	0	0
325	枯渇性資源を利用しない植物由来プラスチックや、生分解性プラスチックについて、資源の有効利用を図る観点から、容器包装リサイクル法の中で何らかの位置づけを考えるべき	2	0	0	1	0	0	0	0	1

_											
	326	医薬品に直接接触する容器包装は、容器包装リサイク ル法の適用を除外し、別途、廃棄物の収集・処理につ いて定めるべき	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	327	紙製容器包装及び白色トレイを含むプラスチック製容器包装は、LCAに基づく環境負荷軽減策並びに経済合理性から考え、容器包装廃棄物から除外すべき	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	328	容器包装の範囲と再商品化委託料金の算定とを明確 に関連づけるべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	329	容器包装リサイクル法における容器包装廃棄物の定 義が分かりにくいので明確に示すべき	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	330	容器包装の定義(対象)は、環境負荷の低減が進むように定義付けすべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(2) 紙製	容器	<b>器包装の取扱い</b>	件 数								
	331	拡大生産者責任の考えに基づき、紙製容器包装は、引き続き再商品化義務対象とすべき	4	0	0	0	1	0	1	0	2
	332	再商品化義務対象から除外し、自主的な自治体や事業者のリサイクルにゆだねるべき(分別収集をしている自治体が少ないため、委託費の7割が管理費になっている/住民の協力が得られに〈〈、他の紙類と混合して排出されているが、適正に再商品化されている)	21	2	1	1	13	0	2	2	0
	333	紙製容器包装以外の新聞紙、雑誌、古紙などを含めた、紙類の廃棄物全体を視野に入れた回収を行いながら、製紙業界等の再生利用業界を巻き込んだシステムの構築が必要	41	0	0	0	0	0	40	0	1
	334	紙製容器包装の分別収集実施市町村数が、紙製容器包装を含めた古紙のリサイクルの実態を必ずしも反映していない。市町村における古紙との混合収集に対しても、再商品化の推進に係る具体的方策として一定の評価を与えた上で、今後の対応方向についての議論が必要	1	0	0	0	0	0	1	0	0
		紙パックは既存の古紙回収ルートでの回収が行われていることから、制度の見直しに当たっては、現状の回収ルートや福祉作業所や市民グループなどの回収システムを破綻させることがないようにすべき	3	1	0	0	2	0	0	0	0
	336	紙製容器包装の回収業者に財政的な補助が必要	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(3) 小規	模	事業者の適用除外	件数								
	337	小規模事業者の適用除外を継続に賛成(費用対効果の観点や今後の社会システム全体におけるコストの観点から除外すべき/適用した場合、社会全体のコスト増大が懸念される)	4	0	0	0	4	0	0	0	0
	338	小規模事業者の適用除外を継続に反対(ただ乗り事業者を増やす一因であるため/市町村負担を増加させる一因であるため)	32	17	0	0	0	1	8	0	6

3	小規模事業者に係る費用負担については、市町村の 大きな負担となっており、再検討すべき / 「拡大生産者 責任」の観点も踏まえ、小規模事業者分の負担のあり 方を検討すべき	6	0	0	0	0	0	6	0	0
3	小規模事業者の再商品化費用は自治体ではな〈、特定 事業者全体で負担すべき / 小規模事業者以外の特定 事業者が何らかの形で負担すべき / 再商品化費用は すべての事業者(業界)で負担すべき	5	1	0	0	0	0	3	0	1
3	小規模事業者の負担分については、自治体ではなく、 11例えば国などが負担をすることで、リサイクルを行って いる自治体のデメリットにならないような配慮が必要	1	0	0	1	0	0	0	0	0
3	12 小規模事業者分を自治体が負担するとした場合、発生 抑制を誘因する方策が必要	1	0	0	0	0	0	0	1	0
3	13 小規模事業者の対象範囲を狭くすべき	6	0	0	0	6	0	0	0	0
3	「グルーネプンクト(緑のマーク)」などのマークの使用 14 料徴収とその不正使用対策の構築によって取り組むべき	1	0	0	0	0	0	1	0	0
3	小規模オフィスでは、自治体が構築した容器包装リサイクルのシステムに乗せるのが効率的だが、事業系廃野がとして処理されているので、一定の費用負担をした上で、容器包装リサイクルのシステムの乗せられるようにすることを検討すべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(4) ただ勇	り事業者対策	件 数								
3	違反に対する罰則の上限が罰金50万円では不十分である。罰則として過去の不払い金額を上回る罰金や営業停止など、不払いが大きなダメージとなる制度的枠組みが必要	37	13	2	0	11	3	1	1	6
3	取締りの強化が必要(消費者や消費団体による監視/ 17 立入検査権を有した調査班の設置/関係省庁の連携 強化等)	34	10	1	0	21	0	1	1	0
3	ただ乗り事業者対策について、現行法においても罰則 の規定はあるが、限られたただ乗り業者を公表したに 留まっている。情報公開の迅速化・公開の範囲の拡大 が必要	18	7	0	0	2	1	0	0	8
3	ただ乗り事業者が支払うべき再商品化委託料が、再商 19 品化義務を履行した事業者の委託料に加算されないようにすべき、徴収された分については返金されるべき		14	0	0	0	0	0	0	0
3	が 誰にでも分かり易い具体的な製造事業者の定義づけを 行うべき	27	0	0	0	1	0	26	0	0
3	再商品化義務の適用が除外されている小規模事業者 51の年商基準を下げ、合法的ただ乗り事業者を減らすべ き	5	1	0	0	4	0	0	0	0
3	再商品化委託料をもれな〈徴収するために、製造者·利 52 用者が委託料の納付義務を負うのではな〈、原料製造 業者が出荷量に応じて納付する仕組みに変えるべき	1	2	0	0	0	0	0	0	1

	_										
	353	ただ乗り事業者対策は、「グルーネプンクト(緑のマーク)」などのマークの使用料徴収とその不正使用対策の構築で対応すべき	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	354	真面目に再商品化義務を履行して来ている業者との公平性確保のため、消費税の見直し時と同様に、業種の垣根を払い、容器を利用して利益を上げている者を広く対象とすべき	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	355	大手スーパーが再商品化費用の不払いを実行している現在、本見直し以前に早急に対策を講じるべき。容器包装リサイクル法そのものの基盤が揺るぎかねないので、早急な対応が必要	2	0	1	0	0	0	1	0	0
	356	何がこうした事態をもたらしているのかという検討も十分にやるべき。「ただ乗り事業者」は単に負担から逃げたいだけなのか、制度に問題があるのか関係者間での率直な意見交換が必要	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	357	ただ乗り事業者問題を先送りしている行政の対応を疑 問に思う	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	358	ただ乗り事業者への対策が不十分であったことが現制 度に著しい不公平を生じさせたことに鑑み、不作為へ の反省と抜本的な見直しを求める	1	1	0	0	0	0	0	0	0
(5) 指定	法シ	人の在り方	件数								
	359	指定法人の役割と責任を強化すべき(品質の悪い容器 包装の引取り拒否 / 契約数と実績との乖離が著しい市 町村との契約拒否等)	6	0	0	1	1	0	4	0	0
	360	委託料金の使途の明確化や適正コストの公表、第三者機関の設置など、指定法人の透明性を高めるべき	7	1	1	0	1	1	0	2	1
	361	再商品化事業者に認定された業者に対しては、財務諸表のように年度によって変化していくもの、許可書など有効期限があるもの以外は自動更新するなど、資格審査を簡素化するべき。また、集金システム等の手続についても簡素化すべき	2	0	1	0	0	0	0	1	0
	362	指定法人は再商品化事業者の選定に当たって、環境 負荷(移動距離、再商品化方法)を考慮すべき	6	0	0	0	0	0	5	0	1
	363	競争原理を働かせ業務効率化を実現させるために、指 定法人を複数化すべき	3	0	1	0	1	0	0	1	0
	364	「再商品化業務を適切に行うことのできる他の法人からの申請があれば、当該法人を指定することも視野に入れておくことが適当である。」とあるが、「適切」の意味・基準が不明であるので、明確にすべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	365	再商品化委託契約を日本容器包装リサイクル協会と締 結する制度の運用法に異議あり	1	1	0	0	0	0	0	0	0
•											

(6) 容器包装	<b>装廃棄物の輸出の位置付け</b>	件数								
366	輸出需要の変化、国内リサイクル施設の維持等に対応 した長期的な対策をすべき、輸出への基本姿勢を示す べき	9	0	2	1	0	0	2	2	2
367	関税定率表のH:Sコードの見直しや、輸出先の再商品 化状況の確認など容器包装廃棄物の輸出の実態把握 が必要	6	2	1	0	1	0	0	0	2
368	ペットボトルの海外流出を防止し、指定法人ルートへ集 約できる制度とするべき	24	12	4	3	1	0	2	0	2
369	国外における輸入規制変化等により輸出が継続しない リスク、問題が生じた場合の影響の大きさなどから、国 内における資源循環を優先し、ペットボトルは輸出すべ きでない	1	0	0	0	0	0	0	0	1
370	国内制度維持のため、国が市町村へ何らかの指導や 何らかの財政支援をすべき	2	0	0	0	1	0	1	0	0
371	輸出防止の強化よりも、ペットボトルを再商品化義務対 象から除外するべき	6	0	0	0	6	0	0	0	0
372	資源リサイクルの成功事例としては、廃鉄、古紙のリサイクル等が上げられるが、いずれも国際的な流通が確立されている。社会コストの低減の観点から、容器包装廃棄物の輸出を認めるべき	2	1	1	0	0	0	0	0	0
373	有償で取引されているのであれば廃棄物ではないので、製品同様、グローバルな視点で容器包装リサイクル法を見るべき	1	0	0	0	0	0	0	1	0
374	国内の静脈産業の育成・支援・リサイクルの高度化を 図り、国内循環を目指すことが重要	1	0	0	0	0	1	0	0	0
375	「環境省通知の徹底を図る」ことと「水際におけるチェックの強化措置」が挙げられているが、「罰則の強化」も掲げるべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(7) 識別表表	示の在り方	件数								
376	みりん風調味料やめんつゆ等のボトルが再商品化の対象から除外されていることは、消費者にとって分かり難く、また技術的には再商品化に何の問題もないことから、PET表示へと見直すべき	7	1	1	0	2	1	1	0	1
377	現在の紙やプラスチックの識別表示は、消費者にとって分かり難い。 識別表示を障害者や高齢者にも分かりやすいものにすべき	16	0	1	1	2	0	9	0	3
378	ガラスびんの分別・選別の現場では、びんの材質・色に 関する識別表示が必須であり、ラベルにこの表示を義 務付けるべき	1	0	1	0	0	0	0	0	0
379	紙製容器包装全般の分別収集・再利用を円滑に進めかつその量の拡大を図るため、紙製容器包装の識別表示を紙単体素材と紙複合素材に区別できるように見直すべき	19	0	0	0	19	0	0	0	0

38	特定事業者が再商品化義務を負わないものにまで識別表示マークが付けられており、消費者の混乱を招いている。再商品化費用の負担を行っていることを明確に示す識別表示が必要	3	0	0	0	1	0	1	0	1
38	削減努力の内容を表示したり、再商品化費用を商品価 1 格とは別に表示する等によって、排出抑制の動機付け になるような識別表示制度を導入すべき	3	0	1	0	0	0	0	0	2
38	プラスチックの分かりやすい素材別表示の番号を導入 すべき	2	0	0	0	0	0	1	0	1
(8) 普及啓	発·環境教育	件 数								
38	地域によって普及啓発への取組に格差があり、それが そのまま消費者意識の差につながることから、国や自 治体が率先して環境教育や普及啓発のための具体的 な行動を行うべき	19	0	0	0	1	0	14	1	3
38	消費者に対する普及啓発・環境教育は極めて重要であ4 り、国・市町村と事業者が一体となり積極的に推進すべき	5	2	2	0	1	0	0	0	0
38	市民・事業者への啓発・環境教育について、国の役割 5をより明確にするとともに、自治体が行う啓発活動に対 して国が財政的支援を行える仕組みを構築すべき	1	0	0	0	0	0	1	0	0
38	容リ法に基づ〈3 R、資源生産性の向上等に関して、優 6 れた活動を行っている市民・消費者、自治体、事業者 等に対して、表彰制度を設けるべき	8	3	0	1	0	0	1	0	3
38	抽象的表現ではな〈具体的な効果や数値などの情報を 7 盛り込んだ環境メッセージを容器包装に表示することに よって、消費者の環境意識の向上を図るべき	53	0	0	0	0	11	1	2	39
38	分別収集·分別保管·再商品化の各過程での費用の使 8 途等、リサイクルに係る費用を消費者に積極的に公開 するべき	7	1	0	1	0	0	3	0	2
38	市民又は学校教育に、再商品化施設やリサイクル工程 の見学、体験学習等を行う機会を、より多く設けるべき	3	1	1	0	0	0	1	0	0
39	日本の環境教育はヨーロッパに比べて非常に遅れておのり、環境問題を身近で体験し習慣化するためにも学校教育に組み込むことが必須である	3	0	0	0	0	0	1	0	2
39	国として自治体のコスト分析手法を提案する際には、 1 分別・リサイクル促進努力や啓発活動を数値化し、算 入すべき	30	0	0	0	0	0	30	0	0
39	CMに使い捨て容器の使用シーンを出さない、形状・素2材の分別方法をテレビで広報する等、マスコミを利用した普及活動を行うべき	2	0	1	0	0	0	0	0	1
39	再商品化されたものを積極的に自治体に購入させるべ (何らかの形で義務づけることが重要	1	0	1	0	0	0	0	0	0
_								_		

3	394	「環境美化の視点から消費者の容器・包装物のポイ捨てを防ぐべく啓蒙活動、並びにデポジット制度の整備を推進させる」旨を追加すべき	1	0	0	0	0	0	0	1	0
(9) 再商	品化	とに係る実務的な課題	件 数								
3	395	現在の製造事業者と利用事業者の負担割合は格差が 大きすぎるため、公平性を欠いている。 義務量算定の 基礎データの信頼性の向上、算定根拠についての情 報公開等を図ることにより、この格差を是正すべき	59	22	4	1	11	1	19	0	1
3	396	店頭回収等に積極的に取り組み、容器包装の使用量 や自主回収量のデータを真面目に把握している事業者 の方が係数が高くなり、費用が高くなることは問題があ るため、自主算定と簡易算定の係数は一本化すべき	3	0	0	0	0	1	0	0	2
3	397	多大な設備投資を必要とする再商品化事業者が安定かつ継続的な事業を営む上で、単年度入札や年1回の入札ではリスクが大きすぎるため、複数年契約や年複数回の入札を認めるべき	23	5	7	4	0	1	6	0	0
3		再商品化委託額の公表は、事業者ごとではな〈指定法 人がすべき、制度設計に当たって関係者の意見聴取が 必要	2	1	0	0	0	1	0	0	0
3	399	入札価格だけで決める現行の「最低価格自動入札制度」ではなく、その会社の取組状況(市民啓発活動、経営健全性、製品品質評価等)を勘案した総合的に選定する方式「総合評価落札方式」を導入すべき	39	0	0	0	2	0	36	0	1
4	400	年度終了後に特定事業者の負担額が決まる方式の再 検討をすべき	2	1	0	0	1	0	0	0	0
4		再商品化事業者の増設設備に対する現行の審査時期は、次年度の再商品化事業開始6か月前となっており、審査から創業開始までは、設備は休止状態となってしまうため、再商品化事業者の設備審査時期を柔軟にすべき	1	0	1	0	0	0	0	0	0
4		自治体と日本容器包装リサイクル協会との契約数量と 実際の収集量との乖離は、再商品化事業者の経営圧 迫の要因になるため、乖離の著しい自治体にはペナル ティを課すべき	2	0	2	0	0	0	0	0	0
4		プラスチック類は「油化」として再商品化されるはずが、 指定法人による入札によって運用されているために遠 距離搬送での高炉還元剤として使用されており、油化 の再商品化事業者は設備投資に見合う搬入量を確保 できな〈なっている	6	0	0	0	0	0	0	0	6
4	404	既存の生産設備を活用した再生利用を実施する上で、 廃棄物処理法と同様の規制がかかることは、生産工程 や再生利用に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、 再商品化事業者の廃棄物処理施設許可の免除など、 現行の再商品化事業の登録要件を見直してほしい	5	0	1	0	4	0	0	0	0
【その他の	)意	見】	件 数								
4	405	広域処理計画を確立し、効果的な廃棄物処理や減量・ 分別リサイクル促進に向けた施設整備計画を確立すべ き	24	0	0	0	0	0	23	0	1

#### 今後の検討について

			件 数								
	406	今後の検討過程では、事業者をはじめ当事者が納得 する結論に至るまで徹底的に議論していただきたい	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	407	容器包装リサイクル法の効果を担保し、仕組みを段階的にステップアップさせていくためにも、今後も5年ごとなど定期的な見直しが必要	10	0	0	0	0	0	8	0	2
	408	容器包装リサイクル法見直しの審議会委員に、リサイクルシステムの中間を担う再商品化処理事業者を入れるべき(再商品化処理事業の現場の実態をより反映し、より良い制度を作り上げて行〈ことができるので)	6	2	0	1	1	0	0	0	2
	409	容器包装リサイクル法の見直しは5年ごとと間隔が長いので、見直しの際は社会情勢を鑑みつつ慎重に行うべき	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	410	制度への非協力者をな〈すために、制度運用を厳し〈するよう制度運営全般を再検討してほしい	1	0	0	0	1	0	0	0	0

### その他

		件数								
411	地域でプラスチックごみの分別収集が始まり、プラス チックごみの種類が多いことを実感した	1	0	0	0	0	0	0	0	1
412	大企業で単身赴任の転勤者、学生等のごみの出し方・ 分別収集に関して、大企業・大学関係者に徹底した改 善策を求めるべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
413	不法投棄の取り締まり専門班を設置し、住民と連携し ながら取り締まり強化を図ることが重要な課題と考えら れる	1	0	0	0	0	0	1	0	0
414	現在の制度は、不法投棄をしても見つからなければ費用負担を免れ得をするような仕組みになっているので、 ごみを持ってきた人には報奨金を出し、ごみを捨てれ ば経済的に大きな打撃を受ける制度に改めるべき	1	0	0	0	0	0	0	0	1
415	生産者による製品保護及び高効率移動用容包材の再 資源循環化への責任分担等を図るべき	1	0	0	0	0	0	0	1	0
416	京都市でごみの約15%がレジ袋と報道されたが、実際はごみの約15%がプラスチックごみとのことで、その中の約14%がレジ袋ごみと認識しており、全体のごみのうちレジ袋ごみは約2%だと思う	1	1	0	0	0	0	0	0	0
417	グラフ、表で何を言いたいのか、一目で見て理解できる ように工夫すべき	1	0	0	0	0	0	0	1	0